

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年5月7日(火)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	和	弘	
2番	山	口	吉	広	
3番	藤	本	直	樹	
4番	上	田	幸	子	
5番	岡	井	文	彦	
6番	田	中	壽	嗣	
7番	内	田	裕	夫	
8番	石	塚	加	津	美
9番	西	村	九	三	男
10番	西	村	和	樹	
11番	西	野	英	紀	
12番	松	本	吉	博	
13番	森		一	博	
14番	加	瀬	千	代	
15番	寺	内	一	郎	
16番	戸	田	治	巳	
17番	内	田	孝	司	
18番	村	田	良	文	
19番	樋	口	敏	昭	
20番	林		吉	一	

4. 遅刻委員 1番 村 田 和 弘

(事務局長)

それでは、定刻となりましたので、令和6年第5回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中、現時点では13名、村田和弘委員はまもなく来られると聞いております。農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる4月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

6番 田中会長

8番 石塚委員

9番 西村九三男委員

19番 樋口委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	3件
議案第2号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 決定について(利用権設定)	17件
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出について(5条届出)	1件
報告第2号	農地形状変更事業について (農地形状変更事業)	1件
報告第3号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意 解約の通知について(賃貸借合意解約)	1件

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。13番の森委員、14番の加瀬委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めていきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●●委員)

議案第1号受付番号16から受付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号17の●●●●●●●●●●については、草が生えていましたが、容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われま

す。その他の該当地については、特に問題ないと思われま

(会長)

それでは、議案第1号受付番号16につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号16について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(●●委員 午後1時35分 入室)

(会長)

議案第1号受付番号16につきまして、事務局から説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号16を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号17につきまして、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号17について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号17につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。生前贈与の案件ですけど、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号18につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号18について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号18につきまして、事務局から説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号18を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

それでは、議案第2号受付番号61から受付番号77の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号61について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号61について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ペ

(事務局)

ージをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号61について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号61について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号62と受付番号63、この2件につきまして、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。

まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号62について、議案書9ページ上段をご覧ください。

次に、議案第2号受付番号63について、議案書9ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページ、6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号62と受付番号63、この2件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号62と受付番号63について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号64から受付番号67、この4件につきまして、借り手が同じ方ですので、これもまとめて審議をします。

まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号64について、議案書11ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号65について、議案書11ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号66について、議案書12ページ上段をご覧ください。

最後に、議案第2号受付番号67について、議案書12ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号64から受付番号67、4件ございましたが、これにつきまして事務局から説明がありました。この4件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号64から受付番号67について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号68について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号68について、議案書14ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号68について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号68について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号69について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号69について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号69について、ご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号69について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号70について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号70について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書19ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページと17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号70、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号70について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、受付番号71に入ります。受付番号71について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号71について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書21ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号71について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号71について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号72から受付番号76、5件ございますが、76までについて、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。

まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号72について、議案書22ページ上段をご覧ください。

(事務局)

続きまして、議案第2号受付番号73について、議案書22ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号74について、議案書23ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第2号受付番号75について、議案書23ページ下段をご覧ください。

最後に、議案第2号受付番号76について、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書25ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号72から受付番号76、この5件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号72から受付番号76について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号77について、事務局から説明を願います。

(会長)

それでは、議案第2号受付番号77について、議案書26ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び旧農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書27ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の24ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今事務局から、受付番号77につきまして、説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号77について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。これから報告案件に入りたいと思います。

まず報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、5条届出の案件ですが、受付番号3につきまして、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について、議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。備考欄にも書かれていますとおり、昭和48年に付近の道路が整備された際、この農地の手続きがもれていたことが判明したため、今回、届出の提出がなされました。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

本件については、令和6年4月11日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号3の報告がございましたが、何かご意見ご質問等があれば頂戴をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか、特にご意見もご質問もないようですので、それでは、報告第2号に入りたいと思っております。

これから報告していただく報告第2号受付番号4につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退室をよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時53分 退席)

(会長)

それでは、報告第2号農地形状事業につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号4について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。

本件については、令和6年3月26日付けで会長専決し、令和6年3月28日に届出者と覚書締結後、承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

報告第2号受付番号4の報告がございました。農地形状変更事業の報告でございましたが、何かございましたらご意見いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(●●委員 午後1時55分 入室)

(事務局)

それでは、報告第3号に入ります。続きまして、報告第3号受付番号5にきまして、まず事務局より報告を願います。

報告第3号受付番号5について、議案書30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の27ページをご覧ください。

本件については、令和6年3月26日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、報告第3号受付番号5の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは、本日予定しておりました審議と報告につきましては全て終わりたいと思います。

————— 午後1時56分 終了 —————